

## 第 3 回 世 田 谷 区 農 業 委 員 会 総 会

日：平成29年10月31日（火）

場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

### 第3回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成29年10月31日（火）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員：会長職務代理者 穴戸幸男、山崎義清、佐藤満秀、橋本隆男、渡邊武彦、田中光男、高橋敏昭、上野博、佐藤治雄、池亀宏、森安一、田中宏和、永井潔、三田日出男、高橋良治、苅部嘉也、山崎節彌、諸星養一、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：会長 高橋昌規

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 寺澤弥生子、主事 會田航  
都市計画課課長 畝目晴彦、都市計画担当係長 柿澤、主事 志村

午後3時1分開会

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第3回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ) 本日は高橋会長が欠席してございますので、宍戸会長職務代理に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(資料確認、会長職務代理者あいさつ)

宍戸会長職務代理者 それでは、議事に入らせていただきます。

議事に入る前に、本日は高橋昌規会長が欠席となっております。また、山崎節彌委員が遅参ですが、過半数の出席をいただいておりますので、総会が成立していることを報告させていただきます。

次に、本日の署名委員ですが、田中光男委員、高橋敏昭委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、特例として次第6の報告事項の(1)生産緑地法改正に伴う区の条例制定についてから議事に入りたいと思います。

事務局からの説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。次第6の報告事項(1)、お手元の資料No.4-1から4-3までとじ込まれてございます、生産緑地法改正に伴う区の条例制定について、都合により議事の順序を変更することをお許しいただき、世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言について、議長の許可と委員の皆様のご同意をお願いいたします。

宍戸会長職務代理者 今、事務局から説明があった件について、世田谷区都市計画課職員3名の出席と発言することにご同意いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

宍戸会長職務代理者 異議なしとのことでございますので、出席と発言を許可いたします。

それでは、都市計画課長より、報告事項(1)生産緑地法改正に伴う区の条例制定についての説明をお願いいたします。

畝目課長 出席と発言を許可していただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速ですが、次第6の報告事項(1)生産緑地法改正に伴う区の条例制定につい

てご説明をさせていただきます。

お手元の資料では、右肩にNo.4 - 1と書いてある資料になります。生産緑地法改正に伴う区の条例制定についてをご覧ください。

(1)の条例制定についてです。前回8月の当農業委員会にてご報告をさせていただきました。条例制定に向けた取り組みにつきましては、皆様からご助言等もいただきまして、先般の第3回区議会定例会におきましてご議決をいただきました。いろいろありがとうございました。10月3日に条例の公布、施行をさせていただきました。

条例内容につきましては、記載にあります四角枠の条例文のとおりでございます。生産緑地法の一部改正により、現行の生産緑地地区の面積要件にございます一団で500㎡以上とする下限面積につきまして、300㎡に引き下げるものでございます。また、条例制定につきましては、10月15日号の「区のおしらせ」ですとか区ホームページに掲載するほか、都市農業課におきまして農家向けに発行してございます。営農だよりによって広く周知をしてまいるところでございます。

続きまして、2のその他になります。昨年12月の農業委員会でご報告をさせていただいたとおりでございますが、区では、いわゆるUターン農地につきまして、生産緑地に指定できるように指定要領の改定をしております。本年の7月から来年の追加指定に向けた受け付けも始めてございます。

なお、今回、条例改正に伴いまして、東京都農業会議のパンフレットにも記載されてございますが、生産緑地法の一部改正に伴います一団性要件の緩和につきまして担当からご説明をさせていただきたいと思っております。資料につきましては次のページになりますので、よろしく願いいたします。

柿澤係長 柿澤より一団性要件の緩和につきましてご説明させていただきます。資料No.4 - 2をご覧ください。

先程、課長から生産緑地法の改正の一部説明と条例の説明をさせていただきましたが、今回の法改正に合わせて、都市計画運用指針というものも国の方で改正しております。一団性要件の緩和につきましては、都市計画運用指針に記載しておりますが、区もそれに合わせて指定の緩和を踏まえて、指定の考え方を今日お伝えしたいと思っております。

都市計画運用指針の改正に当たっては、国の背景として、基本的に複数の農地を一団でお持ちだったときに、一地権者の方の生産緑地が解除されたということ踏まえて、道連れ解除になってしまう農地が多々あるということで、そういうのを抑制していきたいとい

うことがありましたので、都市計画運用指針の改正に至ったということになっております。

今までは下限面積が500㎡だったので、500㎡を下回ってしまうと全て解除になってしまいうということもあり、それを今後抑制していきます。それに合わせて、今回、区の条例が制定され、一団の500㎡から300㎡になったので、その300㎡で一団となっている農地について、一部が解除された場合、それを下回らない形で一団のとり方を検討していきたいと思えます。

それでは、一部、この図面を使用して説明させていただきたいと思えます。

の同一街区内の農地等を一団の農地等の区域とする場合ということで、基本的には太枠の線が街区の範囲になります。街区の範囲につきましては、基本的に道路等で囲まれた形になっております。その中に青く着色している農地と緑色で着色した赤ハッチで描かれている一団の農地、片やこの図面の中で右側にあります緑色の一団となっている農地、図面上では2つの一団の農地があるということで、通常ですと青い部分が例えば買い取り申し出によって解除になってしまう場合、今までの現行法では、小さい緑色の農地につきましては、300㎡未満であると道連れ解除という解釈になってしまいます。ただ、新たな基準でこれを救っていききたいということで、同一街区内、この地形地物で囲まれた道路内であるということ为前提にして、その中で100㎡以上の農地が存在するというのであれば、合わせて一団の農地として見ましょうということで、300㎡を超えているということであれば、それを一団として認めていきたいと考えております。

続いて、その下になりますが、隣接街区内の農地等を一団の農地等の区域とする場合、これも太線が街区の範囲になります。図面上、赤ハッチで描かれた部分は、下の方の青く着色した生産緑地と小さい緑色の生産緑地が合わさって一団の農地を形成しています。そして、お隣の街区の緑色に着色した生産緑地。この2つの農地が一団として形成している場合です。これも、青い部分で買い取り申し出が起こってしまった場合、通常ですと、現行で言えば、300㎡未満となってしまう状況になれば、小さい緑色の生産緑地は解除されてしまいますので、これも都市計画運用指針の緩和ということで見れば、お隣の緑色の街区の生産緑地の一団を形成しているところと隣接しているということで、それと合わせて一団と見ましょうと考えています。

なので、新たな基準でいけば、例えば緑色が100㎡以上あったとして、合計で300㎡を満たしていれば一緒に認めていきたいと思います。道連れ解除を抑制していきたいと考えております。

こうした事例ですが、東京都農業会議作成パンフレット、1ページ目に書かれています  
……。

事務局 皆様の机上に置かせていただいている茶色いパンフレットでございます。

柿澤係長 これにも一部記載はあるんですけども、都市計画運用指針の改正して、この街区内で道連れ解除の絵が描かれていると思います。その概念は、先程この図面でも同じように図示させていただいたところです。基本的には、そういった同一街区内とか救っていく農地に対して何でもかんでもいいかということ、そうではなくて、その街区内で残る最小限の農地が概ね100㎡ということが都市計画運用指針でうたわれていますので、限りなく細かく生産緑地として指定していくという概念で言えば、その程度が示されたと思っております。

続いて、変わっているものではないんですが、もともと農地というのは道路に接していなければいけないということになっています。基本的に道路という概念が建築基準法以上の道路を目指していきたいと考えていますので、道路と道路を結ぶ生産緑地等いろんなパターンがありますが、あくまでも公道に接しているというところは変わっていないと考えていただければと思います。

一団性要件の話は以上となります。

事務局 続きまして、事務局から合わせて補足説明をさせていただきます。お手元の資料No.4-3をご覧くださいと思います。先程、畝目課長からもご説明がありましたけれども、資料No.4-3の記事につきましては、営農だよりNo.91、今月の総会のご案内を皆様に送らせていただく際にもカラー版の営農だよりを送らせていただいておりますけれども、そちらの中の記事の原稿をこちらにおつけしました。

今、都市計画課から説明のありましたとおり、生産緑地地区の下限面積を300㎡に下げたことをご周知するものでございます。

なお、生産緑地の追加指定の受付は例年11月末まででしたが、今回の改正を踏まえ、受付期限を12月28日まで1カ月間延長させていただきますのでご承知おきください。

都市計画課及び事務局からの説明は以上でございます。

宍戸会長職務代理者 どうもありがとうございました。ただいま報告事項(1)について説明いただきました。

それでは、この件につきましてご質問等ありましたら、お願い申し上げます。

佐藤(治)委員 今年は12月28日まで受け付ける、来年は来年で11月30日まで受け付け

るんですか。

事務局 そのように予定しているところでございます。今年につきましては今回の改正を踏まえ、1カ月間延長させていただきます。よろしくお願いいたします。

高橋（良）委員 1カ月だけですか。

事務局 1カ月ということで予定しています。

高橋（良）委員 来年はもうないということですね。

事務局 来年については、例年のとおり、7月の営農だよりで追加募集のご案内をさせていただきます、事前相談の受付は11月末を期限とする予定でございます。

池亀委員 ただいまの一団性要件ということで、所有者は同一でなければいけないんですか。

柿澤係長 一団性要件として満たす区域内で同じ所有者という条件はないので、所有者は別でも大丈夫です。

池亀委員 ほかの方が生産緑地云々であれば、それに乗せることはできると。

それともう1点、これは接道と書いてありますけれども、要するに道沿いのところになっているけれども、奥側にもしそういう形の土地があったとしたら、それはだめなんですか。

柿澤係長 接道という意味は、もともと前法でもそうなんですけれども、生産緑地自体が道路に接しているということが条件になっていたかと思しますので、例えば旗ざおでなってしまう場合は、旗ざおでその接道をとっていただくことになっているんです。道路の接道が条件です。

池亀委員 の例で言うと、この買い取りの申し出の青い部分で道を入れてくっつけるということですか。

柿澤係長 そうです。道路に接道するということが条件になりますので、旗ざおのその部分も合わせて農地にさせていただきます。

池亀委員 そうすると、そんなことはまずしないだろうから、旗ざおの土地であれば、十中八九、一緒に買い取りの申し出をしますよね。

柿澤係長 その形態による部分もあるんですが、買い取り申し出という部分で全体にするのか、一部農地を残すためにその部分を解除から外すのかとか、条件はいろいろあると思いますので、そこは地権者さんの考え方をお聞きしながら進めたいと思います。

池亀委員 でも、基本的には、今言ったように、その意見を聞いても、接道していなけ

ればだめということでしょう。

柿澤係長 接道が条件になります。

高橋（良）委員 今の続くんですけれども、接道というのはいわゆる2項道路という意味ですか。

柿澤係長 建築基準法上の道路ということで考えていただければ。

高橋（良）委員 小さな2mぐらいの道路じゃだめだということですね。

柿澤係長 道路という概念であれば……。

高橋（良）委員 道路として認定されないと道路に接していないという意味ですか。

柿澤係長 いわゆる2項道路が道路じゃないかという、道路なんですけれども、2項道路も1項何号と建築基準法上の指定があると思うんです。そうしないと家が建たないので。基準法上の道路以上であれば、基本は地形地物としてみなしていきたいと考えています。

高橋（良）委員 その辺は相談しないと分からないということですね。

畝目課長 今、生産緑地に指定されているところは、当初のときにはまだ接道とかもそろえていなかったところもあるんですけれども、概ね今から指定されているものについては、基本的にはそうした建築基準法上の道路に接道している農地で今指定されていますので、今後も同じような形になってくるとご理解していただければ大丈夫だと思います。

高橋（良）委員 じゃあ、その都度やらないと、例えば売られたところまでは道路がきちんとなっているけれども、その先はちょっと細くなっているとか、いろんな条件があると思うので、そういう場合は相談しないといけないということですね。

畝目課長 そうですね。

高橋（良）委員 それともう1つ、同一街区内というのはいいです。隣接街区内というのもいいんですけれども、もっと離れた、隣接じゃないところの扱いはどうするのかというのと、例えば世田谷区と杉並区は道路で接していて、他の区にまたがってしまうようなところとかはどういう扱いになるんですか。

柿澤係長 まず、一団性としてすごく離れてしまった場合、どの距離という概念はないんですけれども、国の都市計画運用指針上、今の改正では緩やかにはなっているんです。ただ、余りにも離れてしまって、一団を形成するところとして読み取れるかどうかということがあります。離れてしまったけれども、こっち側の逆の方に一団として見られる農地があるのかなのかということを探して、そこでとれればとっていききたい。



高橋（良）委員 具体的に何百mぐらいだったら可能なのかとか、そういうのはあるんですか。

柿澤係長 そこも運用上、緑の機能とか防災の機能上本当に必要だとか、そういう都市機能上必要だという考え方をもっていきたいと考えれば、そういった農地の保全ということとを合わせて、その辺も検討していきたいというところですよ。

高橋（良）委員 では、隣接街区以外でも可能な場合もあると捉えればいい訳ですか。

柿澤係長 その辺も、どういった一団としてとるかというところはケース・バイ・ケースだと思うので、なるべく保全していくというスタンスは変わらないんですけども、余りにも離れ過ぎて何丁目何丁目が離れている農地だと、一団としてみにくいのかなというのはあるので、その街区の中でなるべく近い形でその農地が形成されるような機能を確保していきたい。ケース・バイ・ケースで相談ということですよ。

高橋（良）委員 もう1つの、他の区にまたがってしまったとか、そういうのはどういうふうになるんですか。

柿澤係長 行政界にまたがるものについては、例えば杉並区と世田谷区は東京都市計画としては同じなんですけれども、世田谷区は世田谷区の都市計画として定めておりますので、例えば隣の狛江市だと都市計画自体が違うので、全く別になってしまいます。それは一緒にはできません。隣接区と世田谷区の農地については、今までは一緒にしていないというのが現状ですよ。

高橋（良）委員 例えばそういうのが道路を挟んで反対側にあっても、それは一団とはみなさないということですね。

柿澤係長 そこが本当に良好な環境として、杉並区と一緒にやることで農地が保全されるということであれば、そこは杉並区と調整で、東京都市計画としてどうするかということとは詰めないといけないと考えます。

高橋（良）委員 もしそういうのがあれば、事前に前向きに検討してもらえればと思います。

畝目課長 そうですね。あとは、国もできるだけ農地を続けていただきたいといったところがあるのでこうして緩和を設けているので、行政境というよりも、できるだけ区の中にある街区のところ、隣接街区と先程もありましたけれども、隣同士とかではなくても、広めにとっていければと考えています。ただ、それが例えば環状8号線を境にしてこちら側とあちら側で500mも600mも離れているとなると、それもまた、場合にもよるんですけど

れども、ただ、その中でもやっぱり生産緑地はございますので、そうしたその地形地物、いわゆる道路の囲いの中でとりながら考えていきたいと思っています。

今までは、隣接というのは道路を介して、都市計画指針では、幅員が6 m道路に接道してと、6 mの幅しか認められていなかったんです。それを世田谷区で8 mとしていたんですけれども、それが国もかなり緩やかになっていったところはあるので、我々もそれを解釈しながら、その状況を確認しながらやっていければと思っています。

池亀委員 でも でもいいんですけれども、の緑の方に100㎡をくっつけてこれを生産緑地にできるということですが、もとの方が買い取り請求を出した場合、この100㎡はどうなるんですか。

柿澤係長 のケースで、同一街区内にもし100㎡として残った場合、今の大きい生産緑地と小さい、例えば100㎡としますが、それを合わせて、同じ街区内にある生産緑地は一団としてみなしますので、道連れ解除にはなりません。

池亀委員 もう100㎡が単独にしかないのに、それはずっと残るということですか。

柿澤係長 街区内で100㎡ですか。同じ、黒い地形地物で囲まれた中に……。

事務局 この緑が、この買い取り申し出の次に買い取り申し出された場合です。

柿澤係長 次ですね。

池亀委員 先程、所有者が違って構わないという話だから、違う所有者の方が亡くなって、買い取り請求を出したときに……。

真鍋委員 さっきの話だから。

柿澤係長 ですね。失礼しました。

池亀委員 これが残りますね。

柿澤係長 例えばここが生産緑地解除になってしまった場合、この街区内で言うと多分指定としては満足できないので自動的に解除になってしまうんですが、例えば隣接とか周りに同じような生産緑地帯があれば、それを一緒にして……。

池亀委員 AじゃなくてBとくっつけるんですか。

柿澤係長 そうです。

畝目課長 下のの街区の場面に移って、その近隣の街区のところを探してくっつけるというような考え方です。

池亀委員 ない場合は解除ですか。

柿澤係長 もし周りにはない場合は、どれだけ離れているかというさっきのお話になるん

ですけれども、そこを隣接として見るかどうかを考えさせていただくことになると思うんですが、なるべく救っていくという。

池亀委員 そうすると、生産緑地の買い取り申請云々というのは、主たる従事者の死亡あるいはけが云々という2つだけけれども、もう1つ増えるということですか。

柿澤係長 何もなくて、例えば自動的に要件を満たさなければ解除になってしまう事例は出るということですね。それを救うために、隣接で、そういった生産緑地の一団としての組みかえをしていくという保全の仕方があると思うので、今の街区内で100㎡しかない場合、周辺に生産緑地があるということであれば、それを一団として指定していきたいと考えています。

池亀委員 ある場合は変わらないんだから余り心配していないんだけれども、ない場合は……。

柿澤係長 ない場合は、自動的に解除になる確率が高くなります。

畝目課長 基本的に、そういった生産緑地を続けていきたいということで、これだけではなくて、国は、今後出てきます生産緑地の次の指定要件ですとか、平成30年以降のものもありますけれども、できるだけそういう残すシステムを作る。区も、できるだけ農業を永續していただきたいので、そうした手法も踏まえながら、これだけではなくて、いろいろな政策を取り入れながらやっていきたいというのがあります。

今、 で、緑のところに移ったけれども、またその買い取り申し出が出て、ここだけ100㎡残ってしまったという場合には、その近隣も探してきますけれども、それでもないという場合にはどうしても解除になってしまうところはあるんですが、そういうふうにならない形で、生産緑地もできる限り続けていただける形をとっていきたいと考えています。

池亀委員 それともう1点、生産緑地の解除ということだから、その場合、買い取りの申し出云々は関係ないということですね。

柿澤係長 地権者さんの意図しない条件で、買い取らない条件で解除されてしまうということですか。

池亀委員 いや、今言ったように、緑の土地の方が亡くなって買い取り請求を出した、ほかにはどこにもない場合、100㎡じゃ解除ですよ。そうすると、解除ということだから、この生産緑地の買い取りの申し出だとかの必要性は出てこないんですね。

柿澤係長 基本的には道連れ解除というところで、意図しない間に自動的に都市計画で言う指定から外されてしまうということです。

高橋（良）委員 手続上の問題じゃないんですか。

事務局 手続が必要か必要じゃないかということですか。その道連れ解除という部分については今までもそうなんですけれども、手続は全く必要なく、自動的に外れてしまうことになります。

池亀委員 外れるから、その時点で自由と。

事務局 外れた時点で自由という形になります。

池亀委員 なぜそれを心配したかということ、世田谷区の場合、生産緑地の買い取りは一度しかできない云々と前に聞いたので、一度ブルーの人は買い取り請求を出している訳だから、解除じゃなければ、この土地は買い取り請求をできないという理屈になる訳ですよ。2度目でしょう。

高橋（良）委員 青と緑の人は別の人という意味じゃないんですか。

池亀委員 青と緑は一緒の人でしょう。

佐藤（治）委員 池亀委員のおっしゃりたいことは、そういうことじゃないんでしょう。要するに、100㎡だから、ここで自動的に解除された。けれども、農業委員会では、世田谷区は買い取りの申し出は1回しかできないと条例でなっていると聞いた。それで解除になってしまったら、これは1回に数えられるのかどうかという、それを言っているんじゃないの。

池亀委員 だから、2回目になる訳でしょう。

高橋（良）委員 同じ人の場合だったときにそういう問題が出るんじゃないかという意味ですよ。

池亀委員 私は、ブルーとグリーンが同じ人だと思っていたから。

高橋（良）委員 私は別の人だと思っていた。

佐藤（治）委員 私は同じ人じゃなくて、今の続けると、ここで100㎡が道連れ解除されてしまった。自分の畑がこっちにあって、買い取りの申し出は1回しかできないとなっているんでしょう。

事務局 基本的には。

佐藤（治）委員 これはもう1回だと。それで、主たる従事者が死亡したときに2回目の買い取りの申し出になったときに、こっちの土地は解除できるんですかという、それだよ。

事務局 買い取りの申し出をされた時点で生産緑地の行為制限自体は解除されてしまう

訳ですから、その時点で生産緑地じゃなくなる訳じゃないですか。その後に、また買い取り申し出はする必要がなく、もう宅地化農地ということになりますから、特段その2回という行為は発生しないのではないかと。生産緑地じゃなくなるということの意味する。

佐藤（治）委員 それはそうなんだけれども、こっちで死亡で買い取りの申し出をやったときに、こっちは買い取りの申し出ができるんですか。

高橋（良）委員 つまり、同じ人が持ち主だった場合に、例えば百何十㎡ぐらいのところが残ったときに、買い取り請求で1回やりますね。どこかにくっつけて生産緑地として残ったときに、次に買い取り請求ができるかどうかという意味じゃないですか。

事務局 それは可能じゃないですか。

高橋（良）委員 そういうことですよ。違いますか。

事務局 買い取り申し出されたのは、その生産緑地をやめる部分に対して買い取り申し出をする訳じゃないですか。ということは、その残った部分については、生産緑地のまま残っているか残っていないかはまた別として、それが残っていないという形でほかにくっつけるような形になって、それで生産緑地にする訳ですから。

高橋（良）委員 でも、ほかにくっつけた場合に、100㎡ちょっとでも生産緑地として残る訳ですよ。

事務局 一団として300㎡以上あるということで、合わせれば……。

高橋（良）委員 そのときに買い取り請求が2回目になってもいいのかという話ですよ。

池亀委員 聞いているのはそういうことですよ。

佐藤（治）委員 買い取りの申し出は一度しかできないというのが原則である訳でしょう。そのときに、自動的に解除になってしまったときに、主たる従事者が亡くなったときに、この2回目の買い取りの申し出ができるのかという、そこなんだよね。条例でなっていると聞いたから。

事務局 残っている部分について、そもそも買い取り申し出する前の段階で主たる従事者証明を発行しなければならない。亡くなる場合ですよ。主たる従事者証明を発行するという部分について、ほかのところと一体となる部分については、多分相当時間がかかって、要は追加して一体となった後、一定期間やっぱりあると思うんですよ。一番最初に買い取り申し出した部分については、基本的に相続で概ね10カ月なり1年間の間に……。

佐藤（治）委員 要綱の、買い取りの申し出は一度しかできないというのはどういう意

味なんですか。生産緑地の買い取りの申し出は一度しかできないとなっているんでしょう。

事務局 その1回という部分については、過去の経過を私も調べた中での話なんですけれども、例として、亡くなられた場合について、1回出しました、その後にも期間を置いて死亡したことを理由に出し出すとなくなってしまうと、言い方は申し訳ないかもしれませんが、所有者さんの都合によって何回も期間を置いて出すことができるのはおかしいというところで、それで1回にしましょうという経過があったと聞いています。

佐藤(治)委員 この道連れ解除されたのは1回のカウントにならないということですか。

事務局 解除は自動的になるものですから、主体的に行う買い取り申し出ではないです。一体を全部やめるから全部買い取って下さいという買い取り申し出ではなく、100㎡だけ残しますということであれば、100㎡残した部分については買い取り申し出がされていない訳じゃないですか。生産緑地として何とか生かそうということで、いろんなケースで集めて、生産緑地にしましたよと。では、ここの方が亡くなったときは、初めてのケースになる訳です。2回目じゃないじゃないですか。既にやっている訳じゃなくて、これはもともとの親が亡くなったものだから、その部分は自動的に解除されたということですから、主体的に買ってちょうだいという形で申し出をした訳ではないというふうになりますので、そこはカウントされません。

佐藤(治)委員 その要綱と、今言った100㎡が自動的に解除になってしまったというのは、関連性がないと理解すればいい訳ですね。

事務局 今回の残っている100㎡に関しては、買い取り申し出の対象にはなっていない訳ですから、自動的に解除になっている訳ですから、カウントされないということになります。

真鍋委員 今の例もあるけれども、ブルーの部分と緑の部分の変形の土地がありますね。これが全部生産緑地だったとして、買い取り請求を全部出した。買ったところが、この飛び出している100㎡は買わなくて、ほかの部分だけが買われた。この部分だけが、買い取り請求は1回出したけれども、買う人がいなくてそのまま残っている。それで道連れ解除になったけれども、今度のルールが変わったから、こっちにつけて残った部分を生産緑地に追加するというのはオーケーな訳でしょう。その話をしているんだと私は思うんですよ。その場合、どうなりますか。

今までは、こういう隣地や何かというのはなかった。500㎡が300㎡になって変わった訳

ですよ。だから、あらゆることが想定できるから、先程の都市計画の方々も距離も言えないし、なるべく残す方向で頑張りたいと言っているんだから、この要綱だって、こういう場合もあるからというのをよく精査して、なるべく残す方向でとか、やむを得ない状況、これは道連れ解除になればその方にまた出してもらう必要はないと思うけれども、そういうふうに両方でよく整合性を図って混乱が起きないようにして、生産緑地を残す方向、残す方向に持っていくというのが今の流れだと思うので、いろんな可能性があると思いますよ。だから、よく精査された方がいいと思います。

事務局 ありがとうございます。お話しのとおりだと思うんです。今の流れのというのは、生産緑地で残すというのが大前提ですので、あらゆる手段を使ってという話にはなるとは思いますが、生産緑地として残しておこうというのが国の制度であり、今回の制度なのかなと認識してございます。私どもの要綱についても、できたばかりの条例ですので、それに合わせた形で精査する必要があると思いますので、今後、検討してまいります。

真鍋委員 さっきの買い取りの申し出が1回だというのは、今までのルールだから1回なんですよ。いろんなことが考えられるから、それで要綱の話だからね。前のUターン農地だって、区が要綱を変えてくれて今オーケーになったじゃないですか。今は変化しているから、それに伴って、1回しかだめだというんじゃないで、こういう場面も想定できるから、その場合はいいよみたいになっていくと思うんです。その辺のところもよく吟味して下さい。

事務局 いろいろなケースが考えられますので、今後、今の条例と要綱に齟齬があるのであれば変えていくということもありますし、それは今後、含めまして検討させていただきたいと考えております。

穴戸会長職務代理者 よろしいでしょうか。質問がなければ、本件については終了させていただきます。

都市計画課の皆様には、今後とも区内農地保全のためにお力添えいただきますよう、引き続きよろしくお願い申し上げます。都市計画課の皆様、ご苦労さまでございました。退室して下さい。

〔都市計画課職員 退室〕

穴戸会長職務代理者 それでは、通常どおりの議事進行に戻ります。

次第4の議案の審議に入ります。

今回は(1)の第1号議案はございません。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届け出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、農地法第5条が1件となっております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.1をご覧くださいと思います。第2号議案、農地法に基づく転用届出等について。

第4条該当、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号29-4-8。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただければと思います。第5条該当、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号29-5-25。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

穴戸会長職務代理者 この件につきましてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長職務代理者 よろしいですか。質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

次の(3)の第3号議案その他の事項については、今回は案件がございません。

これをもちまして、次第4の議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の平成29年12月の総会日程(案)についてを協議いたします。

それでは、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。

お手元の資料No.2をご覧くださいと思います。平成29年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)でございます。

次回の総会開催日時につきましては、11月30日木曜日午後3時から、会場は区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室にて開催されることが決定しております。12月の開催日時につま



しては、12月26日火曜日午後3時から、会場はこちらの区役所第2庁舎第5委員会室の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

穴戸会長職務代理者 この件につきましてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長職務代理者 それでは、12月の開催日程につきまして、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

穴戸会長職務代理者 では、開催案のとおりに決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議いたします。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料No.3-1をご覧くださいと思います。生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。

本件につきましては、前回9月27月に開催されました第2回農業委員会総会にて、主たる従事者証明について、農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行した件でございます。翌開庁日の9月28日付で買い取り申し出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけたが、買い取り申し出はなしということでございましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

それでは、本題に入らせていただきます。資料No.3-1でございます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

穴戸会長職務代理者 この件につきましてご質問等がございましたら、お願いいたします。

高橋(良)委員 これはみんなつながっている、同じ持ち主でしたか。

事務局 (事務局から説明)

高橋(良)委員 分かりました。

穴戸会長職務代理者 ご質問がなければ、この件は終了いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)は終了しておりますので、(2)について事務局からご説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。

(2)の農地管理推進月間を終えてということで、今年9月から10月にかけて農業委員の皆様に行っていただきました農地パトロール終了後、農業委員の皆様から気づいた点等を10月の総会にてご報告いただきたいということで、このたびお願いしてきたところでございます。今年のパトロール時期につきましては、特に前半は猛暑続きで、後半は雨天続きと厳しい天候状況の中、たくさんの農地を回っていただきまして、本当にありがとうございました。皆様が農地パトロールを行っていただいた中での感想や気づいた点等をそれぞれご報告いただきながら、情報を共有し、改善点や来年への申し渡し事項がございましたら、この機会にご報告いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

宍戸会長職務代理者 皆様には、厳しい天候状況の中の農地パトロール、本当にご苦労さまでございました。

それでは、農地パトロールの感想、状況、気づいた点等を山崎義清委員から苅部委員まで、順番に一言ずつ述べていただきたいと思います。質問等は全員から報告いただいた後に一括して頂戴いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、山崎義清委員、よろしくお願いいたします。

山崎（義）委員 初めてのパトロールなのですが、ご報告いたします。

9月13日と9月18日、両日で担当を回ってまいりました。大蔵山谷地区、大蔵東部地区、岡本地区、岡本地区それぞれ回ってまいりました。ちょうど、9月ごろですと冬野菜の作付が始まって、夏野菜を片づけてそれぞれ冬野菜の準備をしている最中でした。

この地区は農業も結構盛んなので、肥培管理は徹底されておりまして、大きな問題はございませんでした。ただ、数件、ご高齢のため畑仕事が大変という箇所がございました。その他は、元気な方たちは、肥培管理はしっかりできていて、生産緑地をしっかり管理されていると思います。

佐藤（満）委員 上北沢南部地区担当の佐藤満秀でございます。私も初めての巡回の経験でした。全般的に、9月初旬から10月20日ということだったので、ぎりぎりまで行いました。巡回については、複数回伺った農家の方もいらっしゃいましたが、当初、巡回を始めた9月初旬におきましては、どの農家もまだ夏野菜がかなり残って、残渣処理ですとか、雑草が結構繁茂しているような状態でありました。お目にかかった折には、極力、肥培管理ということで除草をお願いしたいという旨をお願いいたしました。それから、最終的には10月20日までということで巡回させていただきましたが、その時点におきましては、もう除草処理もかなりやっておられて、肥培管理もかなり順調に進められて、秋作の準備等

にも取りかかられていた農家が多々見られました。

そして、私も担当する中で納税猶予の特例の対象になっている農地をお持ちの方もいらっしゃると思いますが、肥培管理はもちろん問題なく、また、不正な使用も全然うかがえませんでした。

一方、これは私どもの比較的近い地区なんですけれども、雑草が10月20日時点で繁茂している状態が見受けられたところが数件ございました。その農家については、引き続き、しっかりした肥培管理のお願いに上がりたいと思います。

また、ここについては、事務局も指導していただければと思います。

橋本委員 私も、9月から10月にかけて、4日間ですけれども、大体回らせていただきまして、肥培管理に関してはほぼできていると思うんですが、若干できていないところもございまして、その人ともちょっとお話をさせていただいて、ちゃんとやって下さいよということで9月に言いましたら、恐らく除草剤をかけたんだと思うんですが、とりあえずそれで除草という形でやってくれたのがありました。

あと、道路予定地になっていて畑がよく分からなくなっているというのが一部ありまして、それをもう1回詳しく調べなければいけないのかなと思いました。あと、地図をいただいたんですが、その中に載っていないようなところがあって、若干確認できていない部分が少し残ってしまいました。大体は回ったつもりではいるんですが、まだまだ完璧というまでは行っておりません。ですから、引き続きもうちょっときっちりとやりたいと思いますので、申し訳ないんですが、とりあえずここまでということで。確認したところでは、ちょっと問題かなという箇所が少し、あとは概ね問題はなかったと思います。

渡邊委員 地元の野毛、玉堤が若干、あと、大多数が等々力地域をパトロールさせていただきまして、9月の前半と後半と10月の前半と20日間際の4回に分けて全地域回ってきまして、概ね肥培管理はきちっとされていまして。ただし、2カ所、雑草が生い茂っているようなところがございましたので、そこは今後も確認の必要があるかと思います。

あと、初めて回らせていただきまして、特に私のところは野菜がメインですので、今まで見たこともない花卉類、植木の農地、竹林もございまして、むしろ勉強させていただいて助かったような、今後の参考になるようなことだったと思います。

田中（光）委員 私も初めて農地パトロールをしたんですけれども、担当は粕谷と千歳台全般で、自宅の住所は住居表示で分かるんですけれども、畑の住所というか、地番で畑を見つけるのが正直言ってちょっと苦労しました。非常に個人差がはっきりしてまして、

きれいなところはきれいで、それなりの人はそれなりにということで。ただ、1件だけ、肥培管理が良くないところがあり、ここについては、事務局含め対応中です。

高橋（敏）委員 9月の半ばごろ、自転車とバイクとトラックで回って見たんですけれども、大体みんなきれいにしているんですけれども、やっぱり二、三件、草が目立つところがあって、自分も人のことは言えないのですが、やっぱり高齢化で親の面倒を見たり、後継者がいなかったり、その家庭によって事情があるんですね。だから、まだこれからゆっくり見ていこうと思います。

上野委員 私は9月4日、9月6日、2日に分けて行きました。皆さん、多少草が生えているところもありましたが、概ね野菜が植わっていたり、次の準備とか、耕したり植えていたりしておられました。パトロールした2日間は、実は朝から少し雨が降ってきて、だから1日かけてかっぱを着ながらずっと回っていたんですけれども、雨の中でもやっている人が一部いたので、その方には直接ビラを渡しました。多分そろそろ来るなと思っていたんじゃないですか。だって、こっちは雨がっぱを着て自転車で行っているんですから、よくやっているなと思って感心したんですけども、そういう方もいました。私の担当地域では、全く手のついていないところは1カ所もありませんでした。

佐藤（治）委員 私は、上祖師谷と祖師谷担当で数が多いため、4回か5回に分けて行きました。いろんなところを回っていくと、自分の地区は全部畑と自宅が分かるんですけれども他の地区は、畑は地図をもらって見つけるんですけれども、自宅が分からない、なかなか見つからないというところがあって、ちょうど農協の人が来たから聞いて、連れていってもらったりしました。

果樹等は大変きれいにやっているところもありますね。植木が植わっているところは、鶏が放れていたりしているところもありましたし、豚もいました。植木が植わっていたらもう少し手入れした方がいいんじゃないかなというところも、何件かございました。

あとは、大分広いところで、全体の面積に対して耕作しているところがちょっと少な過ぎるかなというところもありましたけれども、会った人にはパンフレットを直接渡して、自分の地区は私が農業委員になったというのは分かっていますけれども、他では私が農業委員になったというのはまだ知りませんから、目立つように帽子をかぶって、それで回ってまいりました。これからも何か機会がありましたら、農業委員になったというのをアピールして、私がうろうろしていたらという、そういう感じにしたいなと思っております。

池亀委員 池亀と申します。担当地区は、給田と烏山の上宿です。9月10日、11日で地

元を回りました、その後お祭り等がありますので、間をとりました、お祭りが終わった後に上宿の方を、10月1日、2日で回らせていただきました。

私は初めて農地パトロールをしたんですけれども、野菜を作っている方は、雑草があるところも何件かありましたけれども、概ね肥培管理がなされている。ただ、果樹、植木の農地に関しては、雑草が多いところの方が多かったです。時間帯も合わせて回っていたもので、6割から7割の方に直接お話をし、今言った雑草等に関して口頭で注意をして、納税猶予の特例を受けている農地については、次回の調査時にこれでは証明書発行は難しいとはっきり申し上げてきました。

それと、別件、前任の農業委員の方から引き続きの案件が1件あります。事務局随行のもと、所有者とも話をしましたが、管理が良くない状態なので、ここは、引き続き指導していく。必要があれば、総会での検討議題になるかと思います。

また、他地区のこと農業委員が見る必要性があるのであれば、もう少し情報をいただくとありがたいと思います。

森委員 私は、喜多見西部、喜多見山谷地区の圃場パトロールを9月5日に行いました。

昨年9月とは違い、天候にも恵まれたこともあり、除草、片づけが早く、夏野菜の切りかえがスムーズに進んでいるように思いましたが、1カ所、除草の遅れている畑があったということで、10月に入ってからもう一度回ることとしました。10月12日にもう一度圃場パトロールを行いましたが、8件は肥培管理は良好でした。あとの1件の農家さんから後になって連絡が来まして、体調がよくなかったために畑の除草ができなかったということで、よくなり次第、除草、片づけをやりますということで連絡が来ましたので、了解いたしました。

田中(宏)委員 田中宏和です。自分の担当している地域が上野毛、用賀、瀬田と範囲が広いので、いただいた地図をもとに農地パトロールを初めて行っただけですが、246をまたいだり、環八をまたいだり、トラックで回ったり自転車で回ったりしたんですが、範囲が広いのはちょっとしんどいなと思いました。

準備している畑は、皆さん冬野菜の準備で概ねきれいにしています。植木畑もありましたけれども、草等は生えていなくて、ほぼきれいでした。地図に載っている、瀬田の細かい道路のところの2件ぐらいはいまだに発見できていないので、もう一度行きたいと思っています。

永井委員 永井と申します。私の担当は、喜多見1丁目から5丁目、宇奈根地区全般と

いうことで9月1日から4日の間に1回全部回りました。

とりあえず回って感じたことは、夏野菜、ナスはまだ実がなっていたんですけども、キュウリとかトマトが枯れて、そういうところに限ってすごく雑草が繁茂しておりました。とりあえず様子見ということで、そのままにしまして、10月8日、特に4件ばかり雑草が非常に多かったところがあるものですから、そこを重点的にチェックしました。そうしたところ、やはり1カ所だけ、前々任者から、あそこのうちはなというのはあったんですけども、それはちょっといまいちかなと思ったんですけども、あとは、皆さんしっかりやっておられるようでございます。

そして、農地を守ろうというパンフレットの配付で一番困ったのは、家が分からない。農地は地図を見て何とか行けるんですけども、自宅がどこにあるのか、どっちの方から入っていった方がいいのか分からないという家が十四、五件あったですね。ですから、畑仕事をやっている方に、どこどこの家はどこだろう、どっちから入るのという質問をしまして、何とか農地を守ろうというパンフレットを全員に配付できました。

三田委員 三田です。深沢の東部、西部、それから桜新町、中町が担当なんですけど、9月の終わりから10月に回って思ったんですけど、野菜の後片づけがまだできていないというのは往々にしてありました。それとあと、私の住まいは深沢東部なんですけど、地元の人が、草が生えたり、竹やぶ、タケノコの方がいるんです。そういう方には、地元でよく顔を合わせる人にはなかなか言えないんですね。きれいにして下さいとか、少し片づけてとか。それが第一印象でした。

中町の方は、先程どなたかがおっしゃっていた、地図と名前がやっぱり飛び地があるみたいなので、よく分からないんですよ。それは2件ぐらいがまだ調査していません。

それとあと、私の家は、中町へは山坂があるので、自転車で回って本当に大変なので、車で回ろうかなと思ったんですけど、駐車券みたいなものは役所で出さないんですか。農地パトロールをしていますという、あれがあると、道路へ置いて……。

高橋(良)委員 持っていかれる。

三田委員 そう、持っていかれる。今、自転車で写真を撮るパトロールがいるでしょう。あれにうちの家内がやられているので、だから、農地パトロール中なんですって。家と畑が離れている場合もあるんです。畑を見に行くと、家にいなければ、農地パトロールのをポストに入れて、名刺も入れてというふうにしているのでお願いできればいいんですけども。そんなところですよ。

高橋（良）委員 高橋良治です。担当地区は八幡山、船橋、それから一部千歳台が入っています。10月の中ぐらいにやっと思行けて、先程誰かが言っていたんですけども、ちゃんとやっている人はもうちゃんとやっているということで、大体そういう人はどこへ行っても大丈夫だし、いつ行っても大丈夫だといふところがほとんどなんですけれども、何件か、余り芳しくないなといふのがやっぱりありました。

いろいろ事情を周りから聞いていると、やっぱり病気がちだとか、家族がほとんど病院に行っているとか、介護を受けているとか、それから、心臓だか脳梗塞だかをやって、もう手足が余り自由に動かないといふような人のところが草だらけで、一部の人については夏野菜の残渣が10月に行ったときにもまだ残っている状態なので、まだ冬野菜を作るといふ感じでもなかったんです。

そういった方がだんだん増えてくると思ふので、今後、例えば技術的な指導とか、農協とタイアップして、果樹とか、もうちょっと手間のかからないようなものの作付けを勧めるとかして農地として保全していく必要が出てくるのではないかといふ感じはしました。

苅部委員 苅部です。担当地区は、地図で梅丘から桜丘ぐらゐまで、横長のところなんですけれども、9月最初にいろいろ回ってみたんですけども、やっぱりまだ夏野菜が残っているところが多くて、これはちょっとだめだなと思つて、9月半ば以降にもう1回回り直しましたら、大根等が植わってしまつて、概ね良好だったんですけども、1件だけ、まだ雑草がすごいところがありました。そこは引き続き確認していきます。

宍戸会長職務代理者 皆様から農地パトロールについて感想等を報告いただきました。質問等がございましたら、お願いいたします。

菅沼委員 何人か、農地と自宅が分からないといふのは、多分3年だとかローテーションで動くんだらうと思ふんですけども、一覧表といふのはないものなの。

事務局 農地は地番で管理しているので、農地の住所といふのはこちらでも分からないんです。住所については、農家基本調査の対象の方のリストを皆さんにお渡ししていますので、そちらで検索していただく。ただ、住居については地図に表示はしていませんので、それで分かりづらゐ部分があるのかと存じます。

菅沼委員 住宅地図等を含めれば、1回作っておけばある程度使えるのかなといふ感じはするし、私の知り合ゐでも、自宅と畑が随分離れている人がいらっしやるので、やっぱりある程度セットにしておいてあげればいゐかなと思ひました。

事務局 今ご意見いただいた部分で、農地が分かりづらゐ部分についても、もちろん個

別に対応させていただきますし、その部分で分かりづらい部分があるのは、ご住所も含めて、来年また農地パトロールを行っていただく際には、分かりやすい形で情報提供できたらと思っております。ご自宅のご住所等についても、分かりやすい形で情報提供できたらと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

穴戸会長職務代理者 よろしいでしょうか。質問がなければ、この件は終了させていただきます。

本当にご苦労さまでございました。

続きまして、報告事項の(3)から(9)について事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料No.5をご覧くださいと思います。ふれあい農園について、「みかん狩り」、「家族と楽しむ花の寄せ植えづくり」と、裏面の「大根の引っこ抜き」、「冬野菜の収穫」ということで、4件のご案内をさせていただきます。

農園名、所在地、開園日時、料金等については記載のとおりでございます。なお、周知方法につきましては、表面につきましては11月1日号の「区のおしらせ」及びホームページ、また、裏面につきましては11月15日号の「区のおしらせ」及び区のホームページに掲載させていただきますので、ご承知おきいただければと思います。

続きまして、今度は資料No.6に移らせていただきます。毎年開催させていただいております、第125回世田谷の花展覧会及び世田谷区農業祭のご案内でございます。

花展覧会につきましては11月10日から12日まで、世田谷区農業祭につきましては11月11日から12日まで、9時半から16時までということで世田谷公園にて開催されます。また、裏面におきましては、11月11日に、例年どおりになりますけれども、花の品評展示会及び野菜宝船の展示を行うとともに、12日には、チャリティー園芸せり市や今申し上げましたチャリティー販売等を行いますので、ご承知おきいただければと思います。

また、裏面の右下になりますけれども、農業祭の分会場ということで、各農協さんにご協力いただきまして、16日から18日まで開催させていただきますので、ご承知おきいただければと思います。

資料No.6につきましては以上でございます。

続きまして、今度は資料No.7をご覧くださいと思います。JA世田谷目黒・目黒区・世田谷区による農地保全協働事業の実施についてでございます。

事業の目的に書かれておりますとおり、毎年、目黒区、世田谷区、両区を地区とするJA世田谷目黒におきまして、連携して協働事業を実施しています。今年度におきましては、



「子どもと食育」をテーマに、両区民に対し都市農業への理解と関心を深めるためPRイベントを実施します。詳しくは別紙、トークライブのチラシに書かれておりますけれども、11月23日午前中に目黒区で開催させていただきます。ホールイベント及び広場イベントということで開催されますので、ご承知おきいただければと思います。なお、後援として世田谷区農業委員会も行っておりますので、合わせてご承知おきいただければと思います。

続きまして、今度は資料No.8をご覧ください。平成29年度農業委員会活動推進フォーラムの開催についてでございます。

こちらにつきましては、今回の農業委員会総会の開催通知に同封させていただいたものでございまして、この場で出欠を確認させていただきます。なお、参加目標数ということで、一農業委員会7名程度となっておりますが、農業会議に確認したところ、7名より増えても大丈夫ということでございますので、できる限りのご出席のご協力をお願いできたらというところでございます。

では今の時点で、ご出席いただける方につきましては挙手をお願いできたらと思います。

(3人挙手)

事務局 職務代理、渡邊委員、田中宏和委員、お三方、後日、出席できることになりましたら事務局にご連絡いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは続きまして、今度は資料No.9に移らせていただきます。食と農セミナーの開催でございます。

こちらにおきましても、主催としまして東京都農業会議で毎年この時期に開催させていただく中で、東京都の農業者と消費者が直接顔を合わせ、ともに学ぶセミナーで、農業者としてのPRをしていただくということで毎年開催させていただいています。開催日時につきましては12月8日午後、中野サンプラザにて開催されます。詳しい内容につきましては、資料を後ほどご確認いただき、参加をご希望の場合は、11月22日水曜日までに農業委員会事務局まで一報をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、今度は資料No.10に移らせていただきます。こちらは、第11回都市農地保全自治体フォーラムの開催についてのご案内でございます。

開催目的にもありますとおり、世田谷区も会員となっております都市農地保全推進自治体協議会が、毎年、都民に対し、都内で新鮮な農産物や加工品が作られていることを周知するとともに、都市農地が持つ多面的な機能などの重要性をPRし、都市農業への理解を深め都市農地の保全につなげていくという目的で開催しております。

こちらも別紙のカラーのパンフレットをつけさせていただいておりますけれども、詳細については記載のとおりでございます。12月17日日曜日の開催で、もしご参加いただける委員の方がいらっしゃいましたら、事前に事務局までご連絡いただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、今度は資料No.11に移らせていただきます。一般財団法人内田農業振興会の第51回農業功労表彰者の決定についてのご報告でございます。

本件につきましては、先々月、今年8月の農業委員会総会にて、表彰者の推薦についてご報告させていただいたところでございますが、9月12日の理事会、9月21日の評議員会におきまして、功労表彰者を裏面のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。なお、表彰式は、11月17日に明治神宮にて開催されますので、ご承知おきいただければというところでございます。

事務局からの報告事項については以上でございます。

穴戸会長職務代理者 この件につきましてご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長職務代理者 質問がなければ、この件は終了させていただきます。

続きまして、次第7のその他の事項に移ります。

事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料No.12をご覧くださいと思います。毎月報告させていただいております都内産農畜産物の放射性物質検査結果の報告でございます。

10月5日、裏面の10月19日、次のページ、10月26日の検査の結果をホームページ等でご案内させていただく中で、10月19日におきましては、世田谷区内農家ということでナスの結果も出ておりますけれども、その部分を初めとした全てのところにおきまして、検査結果としては問題ないということでご報告させていただきます。

事務局からは以上でございます。

穴戸会長職務代理者 この件につきましてご質問等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長職務代理者 質問がなければ、この件は終了といたします。

以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

その他、全般的な事項についてご意見がありましたら発言をお願いいたします。

事務局 本日、総会終了後になりますけれども、既に皆様にご周知させていただいておりますとおり、東京都農業会議の松澤部長から生産緑地に関する説明をいただきたいと思っておりますので、5分ぐらい休憩いただいた後に、30分、40分ほどお時間をいただいて、ご説明いただければと思っておりますので、引き続き休憩を挟んでご着席のほどよろしくお願ひします。

宍戸会長職務代理者 では、休憩を挟みまして、引き続き、よろしくお願ひいたします。

午後 4 時32分閉会